

# 佐野市立地適正化計画改定業務委託実施要領

## 1 適用範囲

本要領は佐野市（以下「発注者」という。）が実施する「佐野市立地適正化計画改定業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受注者が遵守しなければならない主な内容を定めるものである。

## 2 業務履行期間

本業務の履行期限は、契約締結日から令和8年3月10日(火)までとする。

## 3 業務目的

本業務は、都市再生特別措置法第84条の規定により、概ね5年ごとに施策の実施状況について評価等を行い、その結果を踏まえ計画を変更するものとされている。

令和3年3月に策定した佐野市立地適正化計画は、令和7年度末で5年が経過することから、同法に基づき計画を改定することを目的としている。

## 4 準拠する法令等

本業務は、本要領、契約書による他、次の法令及び諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1)本業務に関する国、県及び本市の関連計画等
- (2)都市再生特別措置法、都市計画法等遵守すべき各法令
- (3)その他関係法令、通達など

## 5 主任技術者並びに照査技術者の選任等

- (1)受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者、照査技術者及び主担当技術者を配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術的と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものとする。
- (2)主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。
- (3)主任技術者と照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））又は技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する者を配置するものとする。

## 6 貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・

亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

## 7 質疑及び協議

受注者は、本要領に疑義が生じた場合、本要領により難い事由が生じた場合、あるいは本要領に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し、解決を図るものとする。

## 8 工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

## 9 成果品の瑕疵

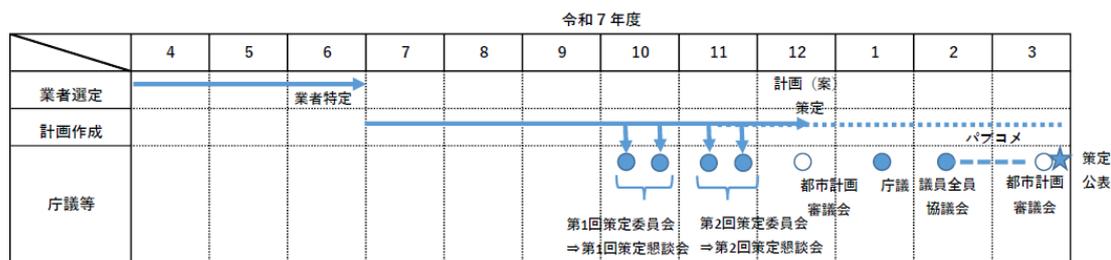
受注者は、業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

## 10 成果品の帰属

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

## 11 業務内容

業務予定スケジュールは、次のとおりを想定している。



### (1) 計画改定に向けた基礎資料の収集・整理及び課題の抽出

#### ア 基礎データの収集・整理

人口および人流、土地利用、交通、経済、空き家、災害リスク（『令和4年度佐野市防災アセスメント調査報告書』（令和5年3月）等）、財政等に関するデータの時点更新・課題の整理を行う。

## イ 誘導施設や誘導施策、目標値の達成状況の検証・評価

現行計画における誘導施設の立地状況や誘導施策の実施状況、目標値の達成状況の検証・評価を行う。

### (2) 誘導施策の見直し

(1) 計画改定に向けた基礎資料の収集・整理及び課題の抽出の検討結果を踏まえ、都市機能誘導及び居住誘導、公共交通に係る誘導施策の見直しを行う。

### (3) 計画書（本編、概要版）の作成

これまでの検討内容と関係会議等での意見を踏まえ、デザイン、レイアウトを行い、立地適正化計画改定版を作成する。また、内容を分かりやすく説明する概要版の作成を行う。なお、立地適正化計画本編と防災指針は、別冊ではなく合冊としてまとめること。

### (4) 打合せ協議

本業務の検討を進めるうえで、必要の都度、協議・打合せを行う。(初回、中間(2回)、納品時の計4回) 必要に応じて Web 打合せを活用し、打合せ結果については、都度打合せ記録簿を作成し、速やかに発注者に報告し、相互確認を行う。

### (5) 成果品

ア 計画書本編及び概要版電子データ（図表データ、GISデータ含む）  
1部（DVD）